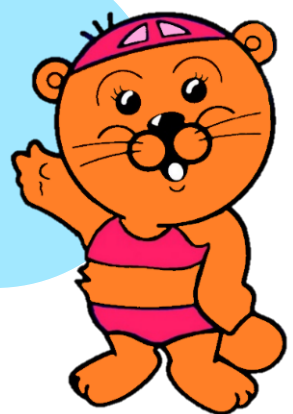


SPORTS PLAZA 



入会のしおり

ジュニアスクールコース



## ご挨拶

この度ご入会を賜り誠にありがとうございます。

スポーツプラザACEは、心身ともいつまでも健康でありたいとする  
皆様の願いにお応えすべく誕生いたしました。

自然と水をテーマにした学びと遊びの空間を、安全・清潔・快適に  
創造しました。必ずや皆様のご期待に添うものと確信しております。

健康づくりはもとより、体力づくり、シェイプアップ、さらに記録

の追求と、会員皆様がそれぞれの目標に向かって大いに進まれる

ための場づくりに私どもの使命感を燃焼させることができますれば、

これに過ぐる喜びはありません。

今後とも末永くスポーツプラザACEにご支援、ご指導、ご鞭撻を

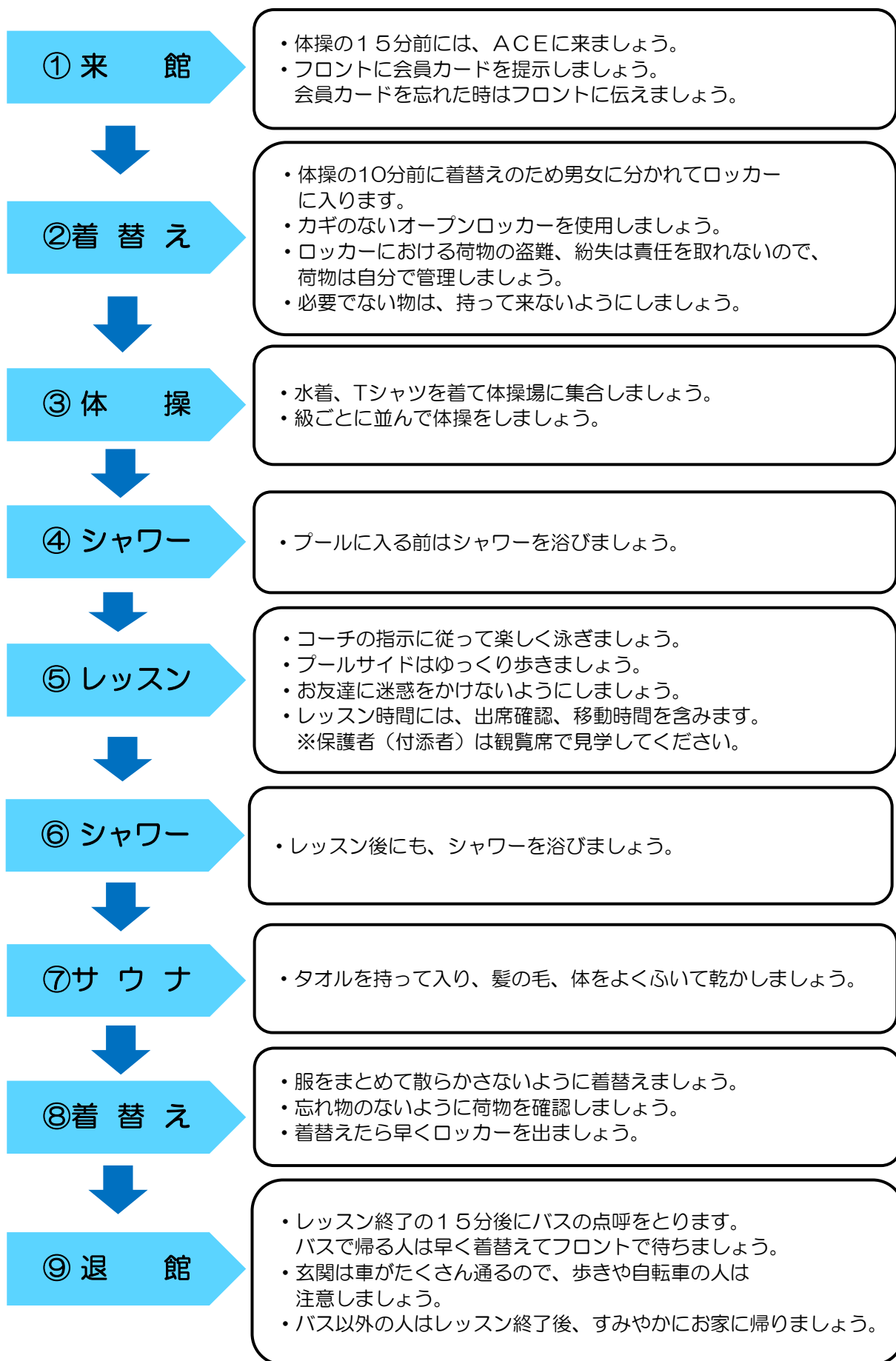
賜りますようお願い申し上げます。

スポーツプラザACE

# 来館からの流れと諸注意

## <ジュニアスクールコース>

◆持ち物 水着・スイムキャップ・タオル  
Tシャツ・ゴーグル（10級以上）



# スポーツプラザACE規約

## 総則

### 第 1 条 (名称)

本施設は、スポーツプラザACE（以下ACEと略す）と称します。

### 第 2 条 (所在地)

ACEの所在地は、京都市南区吉祥院西ノ庄向田町23-2とします。

### 第 3 条 (目的)

ACEは、水に対する正しい理解と関心を深め、あわせて健全な心身を育成し、スポーツ振興を図り、円満な人間関係をつくることを目的とします。

## 会員

### 第 4 条 (会員制度)

ACEは、施設利用のため会員制度を設けます。会員は本規約に従い利用することができます。

### 第 5 条 (会員の種類)

ACEの会員は、下記の種類とします。

1. スクールコース会員
2. フリーコース会員

但し、ACEは、必要に応じて会員の種類を新設、変更することがあります。

### 第 6 条 (会員資格)

ACEの趣旨に賛同する方で、所定の入会手続きを終えACEが審査の上、入会を認めた方は会員資格を有するものとします。

刺青のある方、暴力団関係者、伝染病、皮膚病、精神病等の患者、医師から運動制限を受けている方は、入会をお断りする場合があります。

### 第 7 条 (入会手続)

入会希望者は、所定の入会申込書、健康申告書に必要事項を記入、捺印（署名）し、別に定める諸費用を納入するものとします。

### 第 8 条 (会員証)

1. ACEは会員に対し、会員証を交付いたします。
2. 会員はACEの施設を利用する場合には、必ず会員証を携帯し、提示するものとします。
3. 会員証の貸与及び譲渡はできません。
4. 会員は会員証を紛失した場合は、直ちにフロントに申し出て、所定の手続きを行い、再発行を申請するものとします。

### 第 9 条 (会員の遵守事項)

会員は下記の事項を遵守しなければなりません。

1. 職員の指示に従い、ルールを守ること。
2. 秩序を守り、他に迷惑をかけないようにすること。
3. 各自、健康管理に充分留意すること。
4. 貴重品や多額の現金を施設内に持ち込まないこと。

### 第 10 条 (休会)

会員は怪我、病気、その他の理由で休会する場合、休会希望月の前月20日までに所定の届書を提出しなければなりません。

### 第 11 条 (退会)

会員は退会を希望する場合、退会希望月の20日までに所定の届書を提出しなければなりません。

### 第 12 条 (入会金等の不返却)

一旦納入された入会金、年会費、授業料(月会費)、休会費等はACEが認めた事案以外は返金いたしません。

### 第 13 条 (会員資格の譲渡)

ACEの会員資格の譲渡はできません。

- 第 14 条 (会員資格の喪失)  
会員が下記の事項に該当した場合はその資格を失います。  
1.年会費、授業料(月会費)、休会費等を期限までに納入せず、かつ、督促に応じなかったとき。  
2.会員が死亡したとき。  
3.入会時に虚偽の申告をしたとき。  
4.会員資格がない事が判明したとき。

- 第 15 条 (除 名)  
会員が下記の事項に該当した場合、会員を除名することができます。  
1.本規約その他ACEの定める規則に違反したとき。  
2.ACEの名誉、信用を毀損したとき、または秩序を乱したとき。  
3.会員として品位を欠くと認められる非行のあったとき。  
4.他の会員に迷惑を及したとき。

- 第 16 条 (管理責任)  
当施設内で発生した事故、盗難については一切責任を負いません。  
但し、授業時間内でACEの責と認められる事故についてはACEの加入する保険の範囲内での補償をし、それ以上の補償は負わないものとします。

- 第 17 条 (会員の損害賠償責任)  
会員はACE諸施設の利用中、自己の責任に帰すべき事由によりACEまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償の責に任ずるものとします。

## 施設

- 第 18 条 (施設)  
ACEにはスイミングプール、サウナ、スパイラルウォータースライダー、体操場の施設のほかロッカールーム、シャワールーム、プロショップ等の付属施設を設けます。

- 第 19 条 (休館)  
ACEは年間スケジュールに定める定休日他に、施設の点検、整備、補修、その他やむを得ない事由が発生した場合、休館することがあります。  
又、ACEは必要に応じて臨時休館日を設けることがあります。

- 第 20 条 (施設の閉鎖及び利用制限)  
ACEは下記の場合、本施設の全部もしくは一部を閉鎖し、又は施設の利用制限をすることができます。  
1.天候、災害、その他により、開館が不可能と認められたとき。  
2.施設の改善、補修、点検等を行うとき。  
3.ACEの主催する催事等を開催するとき。  
4.法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢によるとき。  
5.経営上必要と認められたとき。  
なお、1.の場合代替の授業は行わないものとします。

- 第 21 条 (施設の改造)  
ACEの運営上必要と認められたときは、施設及び付属施設の一部又は全部を改造することがあります。

## その他

- 第 22 条 (入会金、授業料(月会費)、施設利用料等の変更)  
会員が負担すべき入会金、授業料(月会費)、施設利用料等については、社会経済情勢の変動に応じて変更することがあります。

- 第 23 条 (規則、細則等)  
本規約に定めない事項ならびに業務上必要な事項は、規則、細則等による他、必要に応じてACEがこれを定めます。

- 第 24 条 (規約の改正)  
本規約の改正は必要に応じてACEがこれを行い、その効力はすべての会員に及びものとします。

- 第 25 条 (発 効)  
本規約は2019年 4月 1日から発効いたします。

# スクール規則

- 第 1 条 (入会金)  
入会希望者は、入会手続き時に別に定める入会金を納めるものとします。
- 第 2 条 (年会費)  
会員は別に定める年会費を納めるものとします。
- 第 3 条 (授業料納付)  
授業料は前納制とし、会員は入会手続き時に1ヶ月分の授業料を納めなければなりません。  
翌月分以降は、預金口座振替とします。
- 第 4 条 (会員証)  
会員には会員証を発行します。会員証は来館時に必ずフロントにて提示してください。  
紛失した場合は直ちにフロントにて所定の手続きをしてください。
- 第 5 条 (指導日時)  
会員はコース毎に定められた曜日、時間の中で指導を受けることができます。  
又、前記日時はACEの事前掲示により変更することがあります。
- 第 6 条 (指導内容)  
ACEでは、各クラスに応じた指導を実施し、その指導する内容についてはヘッドコーチ及び  
コーチ会議において決定いたします。
- 第 7 条 (進級)  
【ジュニアスクールコース】  
ACEでは会員の水泳能力に応じて、級の認定を行います。  
会員はACEが毎月(週1回コースは奇数月)行う進級試験を受けることができます。  
なお、合格した方はワッペンを購入してください。進級基準は別に定めます。  
  
【成人スクールコース】  
ACEでは会員の水泳能力に応じて、級の設定を行います。  
日々の授業の習得度から担当コーチが進級の推薦をします。
- 第 8 条 (クラス変更)  
在籍クラスの曜日または時間の都合が悪くなり、他クラスへの変更を希望する方は、届書に  
必要事項を記入して捺印(署名)の上、別に定めるクラス変更料を添えて変更希望月の  
前月20日までに届けるものとします。  
但し、希望クラスが満員の時や、月の途中での変更はできません。
- 第 9 条 (休会)  
1ヶ月以上病気、その他の理由により休まれる方は、届書に必要事項を記入し、捺印(署名)  
の上、別に定める休会費を納めるものとし、休会希望月の前月20日までに届け出るもの  
とします。
- 第 10 条 (退会)  
やむを得ない事情により退会を希望する方は、届書に必要事項を記入し捺印(署名)の上  
退会希望月の20日までに届け出るものとします。
- 第 11 条 (指定用品)  
指定用品(水着、Tシャツ、スイムキャップ)を購入してください。  
バス利用者は、スクールバッグを購入してください。  
但し、成人スクールコースの方は必要ありません。
- 第 12 条 (施設利用の範囲)  
会員の施設利用範囲、その条件並びに特典についてはACEが別に定めます。
- 第 13 条 (諸規則の遵守)  
会員はACEが定める規約並びに本規則を守らなければなりません。



☎ (075) 315-0210

<http://www.sp-ace.jp>

**ニュードライバー教習所直営**